

西東京市一般廃棄物処理基本計画に基づく進捗状況

(1) 発生抑制・資源化計画

● 市民における方策

・資源物の分別収集の活用

特に可燃ごみに多く混入している雑紙類を分別して資源化するために、ざつ紙入れ袋(通称「ざつがみばっぐ」)を障害者就労支援事業の一環として新聞紙で作成して市役所両庁舎に配置し、無料配布したところ作成が間に合わないほどの反響があった。

市民の資源物の分別意識は定着してきていると考える。

・マイバッグの利用と容器包装類の返却の推進

平成 29 年度については平成 29 年 10 月 5 日に市職員が 6 店舗を調査したところ辞退率は 60%であった。

また、消費者団体が 19 店舗調査したところ、辞退率は 62%であった。

容器包装類の返却については平成 29 年 12 月 15 日号の市報に返却できる店舗を掲載し、周知した。

● 事業者における方策

・多量排出事業者に対する減量化指導の徹底

延べ床面積 3,000 m²以上の事業者に対しては、ごみの減量と資源化の推進のため、毎年計画書の提出を依頼している。

平成 29 年度からは、別紙資料として各ごみ種別の処分量、リサイクル量、処分先を追加している。

● 行政における方策

・資源物の戸別収集の検討

平成 30 年度より、審議会で協議して頂く予定である。

- 教育、啓発活動の充実

- ・学校における環境学習

今年度1月末現在で環境学習を12回実施。内訳は保育園5回、一般2回、小学校1回、高校4回、幼児等においては、電子紙芝居を、高学年においてはワークシートを使用し学習を行っている。

- ・学習機会の充実

環境フェスティバルにおいて、ごみの減量や資源化の手法を紹介するとともに、ダンボールコンポストの紹介と希望者には、後日使い方と無料配布を行って、ごみの減量を周知した。

- ・情報の提供

市報ではごみの出し方ワンポイントの紹介、ごみの減量と資源化の情報誌「エコ羅針盤」の年3回の発行、またホームページやスマートフォンによるごみ分別アプリ等使った情報提供を行っている。

- ・地域における活動の活性化

集団回収実施団体の意見交換会を2月20日に行う予定である。

- ・グリーン購入の推進

市役所における物品等は、グリーン購入が原則であるため、ほぼグリーン購入品である。

- ・エコ・クッキングの啓発と生ごみ堆肥の有効利用

生ごみの堆肥化については、環境フェスティバルで堆肥の無料配布を行った。

また、試験的に保谷第二小学校の花壇に堆肥を利用している。

- ・集合住宅管理者への指導

各地区担当の市清掃指導員がごみ出しの良くないところの指導を行い、ごみ出しを徹底している場所については優良認定制度の認定を行い、集合住宅集積所の適正排出・管理を推進します。

出

- ・インセンティブによる発生抑制・資源化

資源物の分別収集の活用のところでもお示ししておりますが、「ぞつがみばっぐ」を作成し、無料で配布することと、袋のまま

せる手軽さをアピールすることで、可燃ごみの中から紙類を分別するインセンティブが働き、ごみの減量と資源化が進んでいます。

(2) 収集運搬計画

- 家庭系ごみの収集運搬計画

- ・分別の徹底

分別が出来ていない所については、連絡シールを貼付し、周知をしている。

- ・適正な収集回数

今後、資源物の戸別収集とあわせ、審議会で協議して頂く。

- ・市民サービスの充実

高齢者や障害者等の担当課とも連携を図りながら、ごみ出しがひとりで出来ない単身者などは、ふれあい収集などの案内も引き続き継続していく。

- ・収集・運搬車両の見直し

収集ルート of 適正化業務により、客観的なデータと職員の知見を生かし、適正な収集車両の見直しをおこなう。

(3) 中間処理計画

- 適正処理の推進

- ・適正処理の推進

分別して集められたごみは、中間処理施設(柳泉園組合)において資源化を優先し、資源化が困難なごみについては、焼却処理により熱回収(サーマルリカバリー)を行い、資源循環の処理体制を推進している。

(4) 最終処分計画

- 最終処分対策

- ・埋立量の削減

当市は、一切埋立はしておらず、中間処理施設(柳泉園組合)で

焼却処理した焼却灰は、二ツ塚最終処分場のエコセメント化処理施設において、エコセメントに生まれ変わって道路や建築関係等のさまざまな用途に使われている。

(5) その他の事項

- 市民・事業者・行政の連携

- ・廃棄物減量等推進審議会の運営、廃棄物減量等推進員の活動

廃棄物減量等推進審議会は年3～4回開催し、一般廃棄物処理基本計画に基づき、進捗状況や新たな施策等を審議している。

また、廃棄物減量等推進員においては、廃棄物減量等推進委員

員

活動の一環として試験的に地域の担当市清掃指導員と推進委員が歩いて担当地域の状況を把握する活動をした。

今後も引き続き行う予定である。

- ・環境美化の推進

地域ボランティア・商店街・自治会・事業者等のみなさんと行政が一体となって、環境美化運動(ごみゼロの日)やポイ捨て・

路

上喫煙防止キャンペーンを行っている。

- 処理困難物への対応

- ・適正な処理・処分の指導強化

平成29年度単年度事業として、家庭で使用しなくなった水銀含有製品の回収事業を柳泉園組合構成3市で2月の1ヶ月間で短期集中キャンペーンを実施する。

- ・ 医療系廃棄物への対応強化

可燃・不燃ごみやプラスチック容器包装類に在宅医療等で使用した注射針の混入防止対策の一環として、現在薬剤師会が負担している使用済み注射針回収容器の費用を市が補助し、混入防止と適正処理を推進する。

- 不法投棄対策の強化

- ・ 不法投棄対策の推進

地域住民の方々と連携を図り、防止看板の設置や不法投棄常連者等を特定する対策を行っている(内容物から氏名等の確認)。